

（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業

特定事業の選定

令和元年 11 月 29 日

盛岡市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」
（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に
基づき、（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」と
いう。）を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条第 1 項の規定
により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和元年11月29日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目 次

第1章 事業概要	2
1 事業名称	2
2 公共施設等の管理者等の名称	2
3 事業の目的	2
4 事業方式	2
5 事業期間	2
6 業務範囲	2
(1) 設計業務	3
(2) 建設業務	3
(3) 工事監理業務	3
(4) 各種備品調達等業務	3
(5) 学校配膳室の改修業務	3
(6) 開業準備業務	3
(7) 維持管理業務	3
(8) 運営業務	3
7 公共施設等の概要	4
(1) 立地条件	4
(2) 施設概要	4
(3) 提供食数	5
第2章 事業の評価	6
1 評価方法	6
(1) 評価方法	6
(2) 定量的評価	6
(3) 定性的評価	8
(4) 総合評価	9

第1章 事業概要

1 事業名称

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業

2 公共施設等の管理者の名称

盛岡市長 谷藤 裕明

3 事業の目的

現在の都南学校給食センターは、昭和59年に供用開始した以降、小規模な修繕や一部機器の入れ替えによって機能を維持してきたが、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に適合しない部分が多々あること、機器の老朽化に伴い故障が多発していることなど、供用開始後35年が経過し、大規模な施設改修工事や改築などの必要性が高まっており、また、近年重要な課題となっている食物アレルギー対応についても、スペースの不足等により代替食や除去食での対応ができない状態にある。一方、都南学校給食センターと同様、まだドライシステムとなっていない単独調理場が供給機能停止等に陥った場合の対策が急務となっている。

また、盛岡地域の中学校で行われている給食自由選択方式は、様々な課題があることから、その実施方法を見直し、「全員に同じ給食が提供される方式」により実施することとしたことに伴い、盛岡地域の一部の中学校にも、今回整備する新たな施設から給食を提供することとした。

このようなことから、新たな給食センターの整備・運営に当たっては、PFI手法を取り入れることにより、民間企業が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、安全で安心な給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

4 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が市と事業契約を締結し、本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移転した後、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

5 事業期間

本事業の事業期間は、次表のとおりとする。

設計・建設期間	令和3年1月1日～令和5年1月31日
開業準備期間	令和5年2月1日～令和5年3月31日
運営・維持管理期間	令和5年4月1日～令和20年3月31日

6 業務範囲

本事業の業務範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 建築本体（建築本体、建築付帯設備等）に係る設計業務
- ウ 厨房設備に係る設計業務
- エ 工事開始までに必要な関連諸手続

(2) 建設業務

- ア 建設工事業務
- イ 厨房設備の調達・設置業務
- ウ 引渡業務

(3) 工事監理業務

(4) 各種備品調達等業務

- ア 各種備品の調達・設置業務
- イ 「備品管理台帳」の作成業務

(5) 学校配膳室の改修業務

(6) 開業準備業務

(7) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 厨房設備保守管理業務
- エ 施設備品保守管理業務
- オ 外構等保守管理業務
- カ 清掃業務
- キ 警備業務

(8) 運營業務

- ア 検収補助業務
- イ 調理等業務
- ウ 配送・回収業務
- エ 洗浄・残菜等処理業務
- オ 衛生管理業務
- カ 運営備品等更新業務
- キ 食育支援業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は、次のとおりである。

- ア 提供食数の決定
- イ 献立作成
- ウ 食材調達及び検収
- エ 検食

- オ 主食（パン、麺）・牛乳・直送品の配送
- カ 配膳（各学校での配膳）
- キ 給食費の徴収管理
- ク 児童・生徒への食育業務
- ケ 施設見学等の対応

7 公共施設等の概要

(1) 立地条件

ア 事業用地	盛岡市向中野字幅地内
イ 用途地域	市街化区域，準工業地域
ウ 建ぺい率	60%
エ 容積率	200%
オ 敷地面積	約 10,000 m ²

(2) 施設概要

本施設に必要な機能は，次表のとおりとする。

区分			必要とする主な諸室
建築施設	給食 エリア	汚染作業 区域	食材搬入用プラットホーム，荷受室，検収室，冷蔵庫(室)・冷凍庫(室)，食品庫・調味料庫，下処理室，皮剥室，調味料計量室，米庫，洗米室，器具等洗浄室，新油庫・廃油庫，可燃物庫・不燃物庫，回収用風除室，洗浄室，物品庫，残菜処理室
		非汚染 作業 区域	煮炊き調理室，揚物・焼物・蒸物室，和え物室，アレルギー専用調理室，炊飯室，器具等洗浄室，食缶等消毒保管庫(室)，コンテナ室，洗浄室
		その他 区域	汚染作業区域前室（午前・午後），非汚染作業区域前室（午前・午後），調理員用更衣室（男女），調理員用便所，調理員用休憩室，洗濯・乾燥室，運転手控室
	一般 エリア	市職員 専用部分	市職員用事務室，市職員用便所，給湯室，更衣室，書庫
		事業者 専用部分	事業者用事務室等
		共用 部分	玄関，廊下，来客用便所，多目的室，献立試作室，階段，エレベーター，倉庫，機械室
付帯施設			排水処理施設，受水槽，ゴミ置き場，駐車場，駐輪場，車庫，植栽，敷地内通路，門扉及び堀

(3) 提供食数

本施設の提供食数は、次表のとおりとする。

項目		小学校	中学校
提供食数		一日当たり最大 8,500 食	
		約 4,850 食	約 3,650 食
	内、アレルギー対応食	最大 85 食	

第2章 事業の評価

1 評価方法

(1) 評価方法

ア 選定の基準

本事業をPFI（BTO）方式として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担額の軽減を期待できること、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービス水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

イ 定量的な評価

市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI（BTO）方式により実施する場合の市の財政負担額の総額を算出のうえ比較し、これを現在価値に換算することで定量的な評価を行った。

ウ 定性的な評価

本事業をPFI（BTO）方式で実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 定量的評価

ア 定量的評価の前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI（BTO）方式により実施する場合の市の財政負担額との比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、VFMを算定する上で、市が独自に設定したものであり、入札における実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

VFM検討の前提条件		
項目	値	算出根拠
(ア) 割引率	0.76%	平成21年度～平成30年度の長期国債表面利率及びGDPデフレーターを採用値により設定。
(イ) 物価上昇率	考慮していない	物価変動に伴う対価の改定を予定しているため、物価上昇は見込まない。
(ウ) リスク調整値	考慮していない	定量化が困難なため、リスク調整費は考慮していない。

事業費などの算出方法			
項目	市が自ら実施する場合 の費用の項目	P F I（B T O）方式 により実施する場合の 費用の項目	算出根拠
(ア) 設計・建設 等業務に係 る費用の算 出方法	・事前調査費 ・設計費 ・建設工事費 ・工事監理費 ・厨房設備の調達・設置費 ・各種備品の調達・設置費 ・学校配膳室の改修費 ・開業準備費	・事前調査費 ・設計費 ・建設工事費 ・工事監理費 ・厨房設備の調達・設置費 ・各種備品の調達・設置費 ・学校配膳室の改修費 ・開業準備費 ・建中金利	○市が自ら実施する場合 ・設計業務, 建設業務, 工事監理業務, 各種備品調達業務, 学校配膳室の改修業務, 開業準備業務に係る費用については, 類似施設実績等を勘案して設定 ・維持管理業務に係る費用については, 類似施設実績等を勘案して設定 ・運營業務に係る費用については, 民間事業者の見積金額等を勘案して設定 ○P F I（B T O）方式により実施する場合 ・民間事業者による創意工夫の発揮により一定割合のコスト縮減が実現するものとして設定
(イ) 維持管理 業務に係る 費用の算出 方法	・維持管理費	同左	
(ウ) 運營業務 に係る費用 の算出方法	・運営費	同左	
(エ) 資金調達 に係る費用 の算出方法	・交付金 ・起債 ・一般財源	・交付金 ・起債 ・自己資本 ・市中銀行借入	○市が自ら実施する場合 【起債の条件】 ・充当率：起債対象の 75% ・償還期間：15 年（据置 1 年） ・償還方法：元金均等方式 ・利率：起債の近年動向を踏まえて設定 ○P F I（B T O）方式により実施する場合 【起債の条件】 ・市が自ら実施する場合と同様に設定 【市中銀行借入条件】 ・返済期間：15 年（据置なし） ・利率：市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し設定
(オ) その他の 費用	・起債利息	・市中銀行借入利息 ・公租公課 ・S P C 経費 ・税・配当 ・アドバイザー費等	○P F I（B T O）方式により実施する場合 ・市中銀行借入利息, S P C 設立に伴う費用, 経費, 税・配当等及び P F I（B T O）方式実施に係るアドバイザー費等を計上

イ 算出方法及び評価結果

上記の前提条件を基に、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と P F I 事業として実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。本事業を市が自ら実施する場合と P F I 事業として実施する場合を比較した結果は次のとおりである。

市が自ら実施する場合	P F I (B T O) 方式により実施する場合
100	93.0

市が自ら実施する場合と P F I (B T O) 方式により実施する場合の V F M の値		
項目	値	公表しない場合はその理由
(ア) 市が自ら実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	非公表	入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため
(イ) P F I 方式により実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	非公表	同上
(ウ) V F M (金額)	非公表	同上
(エ) V F M (割合)	7.0%	－

(3) 定性的評価

本事業を P F I (B T O) 方式により実施した場合、次の定性的な効果が期待できる。

ア 民間事業者の創意工夫の発揮

設計、建設、維持管理、運営及び学校配膳室の改修といった各業務を各々分割して発注する従来方式に比べ、民間事業者に一括して性能発注することにより、供用開始後の維持管理・運営方針に即した設計及び建設が可能となる。

また、長期的な視点で維持管理、運営が実施されることによりライフサイクルコストの縮減のみならず、民間事業者による各業務を通じた包括的な創意工夫の発揮が期待でき、より効率的かつ効果的な給食の提供が期待できる。

イ リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

事業開始前からリスクを想定し、その責任を適切に分担することにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時の適切かつ迅速な対応が可能となる。それにより、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

ウ 財政支出の平準化

本事業に必要な費用を約 15 年間にわたる維持管理・運営期間を通して、サービス対価として毎年一定額を支払うことから、市の財政支出について平準化することができる。

(4) 総合評価

本事業をPFI（BTO）方式として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について7.0%の縮減が期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等の定性的効果も期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条の規定に基づく特定事業として選定する。